

藤岡市農業委員会
令和3年第7回
定例会議事録

令和3年7月5日招集

令和3年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和3年7月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 37号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 40号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 41号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について
報告第 13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 14号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（12名）

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-------------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫 | 3 番 清水 文江 | 4 番 浦部 隆 |
| 5 番 浅見 健司 | 6 番 折茂 新一 | 8 番 関根 隆雄 | 9 番 折茂 高弘 |
| 10 番 金澤 貞夫 | 12 番 茂木 由子 | 13 番 山口 暁 | 14 番 福田 俊太郎 |

[出席農地利用最適化推進委員]（1名）15番 新井 正次

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |
- (開 会 13時29分)

事務局次長 ただ今より令和3年第7回定例会を進行させていただきます。
本日より、県の独自指針に基づく警戒度が3から2に引き下げられましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地区の推進委員さん以外の出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、本日東庁舎2階大会議室を用意しておりますので、お手数ですが2班の方はこちらの会場で下審査をお願いします。最後になりますが、本日議案第41号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての説明の際に農政課の担当職員が入室しますのでご了承願います。そ

れでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和3年第7回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番 山口委員、14番 福田委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第35号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議案第35号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第35号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございますので、議案第35号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第37号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13:39 休憩)

(14:12 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第36号農地法第3

条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、篠塚のKさんが、農業経営の安定を図るため、篠塚の農地1筆、364㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第36号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第36号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第36号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第37号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第37号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番の1件です。整理番号1番は、三本木のUさんが、三本木の農地を一般住宅用地として転用するもので、面積は172㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第37号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第37号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第37号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は神田のTさんが、神田の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は562㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市内の宗教法人が、寄付を受け、西平井の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,600㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市内の法人が、鮎川の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は776㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、三ツ木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は820㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、浄法寺のAさんが、浄法寺の農地を売買で取得し、墓地管理用地として転用するもので、面積は173㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第38号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何か意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号2番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号3番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので採決します。議案第38号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から10番の5件です。整理番号6番は、市内の法人が、小林の農地を使用貸借で借り受け、直売所用地として転用するもので、面積は500㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市内の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地に係る管理駐車場用地として転用するもので面積は83㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市内の法人が、金井と下日野の農地を売買で取得し、露天重機車輻置場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は2,968㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市内の法人が、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は121㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市内の法人が、上日野の農地を使用貸借で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は793㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第38号整理番号6番から10番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第38号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案番号第38号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号10番は許可と決定します。続きまして、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第39号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第40号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第40号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第40号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第40号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第41号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、上程します。農政課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。

（説明終了）

議長 ただ今、議案第41号について、農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

関根委員 資料1 ページ一覧表の5番と6番は地図が付いていなかったの、場所が特定できなかったのですが。

農政課 地図は後程用意させていただきます。

議長 それでは、地図を送付させて頂くということをお願いします。その他意見はございますか。

（意見なし）

他に意見もないということで、議案第41号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について「特に意見なし」ということによろしいですか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第41号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。

（農政課退室）

議長 続きまして、報告第13号・14号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第13号・14号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第7回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時53分)